

国民年金保険料の免除

震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。

免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続は、年金事務所へお問い合わせください。

問 青梅年金事務所
☎0428(30)3410

災害見舞金

暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象又は火事、爆発その他これらに類する事故から生ずる被害による被害者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を贈る制度があります。

- 見舞金又は弔慰金を贈る範囲及び額は次のとおりです。
 - ・家屋が全壊・全焼又は流失した場合、1世帯3万円以内
 - ・家屋が半壊・半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に使用できない場合を含む)した場合、1世帯1万5千円以内
 - ・死亡した場合、1人3万円以内
 - ・1ヶ月以上の入院治療を要する負傷をした場合、1人5千円以内
- 詳細は、お問い合わせください。

問 子育て福祉課 地域支援係 内線 292

被災時における税の減免など各種制度のご案内

り災証明書の発行に伴う家屋の被害状況調査

家屋など(住宅や車庫、店舗など)が、今回の台風19号による床上・床下浸水や損壊などの被害にあわれた方で、「り災証明書」が必要な方は、被害状況調査を実施しますのでお申し出ください。

また、本調査結果に基づき「り災証明書」を発行しますので、必要がある方は申請願います。

問 税務課 固定資産税係 内線 265～267

固定資産税・都市計画税の減免

日の出町内にある土地や家屋、償却資産が受けた被害の程度により、被災後に到来する納期に係る分を減免する制度があります。 ※詳しくはお問い合わせください。

問 税務課 固定資産税係 内線 265～267

国税の申告・納付などの期限の延長手続き

災害により申告・納付などを期限までにできないときは、税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続きは、当初の期限が経過した後でも行うことができ、申告などと同時に申請いただくことが可能なため、状況が落ち着きましたら青梅税務署までご相談ください。

問 青梅税務署 ☎0428(22)3185

「令和元年台風19号」の記録

10月11日(金) 16:00 自主避難所開設(グリーンプラザ・やまびこホール) 23:00 災害対策本部設置(災害対策本部会議)

10月12日(土) 4:22 大雨警報(気象庁発表) 6:32 洪水警報(気象庁発表) 7:50 警戒レベル3発令(避難準備・高齢者等避難開始) 12:57 土砂災害警戒情報(気象庁発表) 13:40 警戒レベル4発令(避難勧告) 避難所追加開設(本宿小学校・大久野中学校) 15:00 警戒レベル4(避難指示) 15:30 大雨特別警報(気象庁発表) 15:57 警戒レベル5発令(避難指示) 夕方 大久野細尾駐在所前道路崩落(細尾・肝要地区約120世帯および特養ホーム孤立化、上下水道断絶) ※この他に、土砂崩れ等多数発生 23:55 大雨特別警報解除(気象庁発表) ※避難者(21時現在 やまびこホール153名、グリーンプラザ81名、大久野中学校139名、本宿小学校252名 計625名)

10月13日(日) 1:30 本宿小学校避難所閉鎖 3:50 土砂災害警戒情報解除(気象庁発表) 8:00 グリーンプラザ避難所閉鎖 8:19 大雨警報解除(気象庁発表) 11:00 細尾・肝要地区に支援物資搬送(自衛隊、東京都、町で連携) 12:00 大久野中学校避難所閉鎖

10月14日(月) 11:00 細尾・肝要地区に支援物資搬送(東京都、町で連携)

10月16日(水) 11:00 やまびこホール避難所閉鎖 ※災害対策本部会議随時開催(計9回)

【10月21日現在の情報となります】



後期高齢者医療保険の減免申請

災害により住宅、家財その他財産について著しい損害を受けたとき、後期高齢者医療保険料および一部負担金(自己負担)が減免される場合があります。

減免の申請には、り災証明書や登記簿の写しなどの書類が必要となります。詳細は、お問い合わせください。

問 町民課 後期高齢者医療係 内線 289

台風19号の影響により中止となった催し、休止となっている施設、一部ルート変更・運休となっている公共交通(10/23現在)

中止となった催し

- ・戦没者追悼式 10/12(土)
- ・第1回 スポーツフェスティバル 10/13(日)

休止している施設

- ・つるつる温泉
- ・本宿老人福祉センター、平井生涯・青春ふれあい総合福祉センター、大久野健康いきいきセンターの温泉施設
- ・ひので肝要の里
- ・小さな蔵の資料館
- ・東雲山荘

公共交通

- ・高齢者外出支援バス ひまわり号のルートの一部変更しています。
- ・町内循環バス路線「ぐるり～ん日の出号」「つるつる温泉」、「御新造橋」間が運休しています。「岩井会館入口」から「阿伎留医療センター」間を運行しています。
- ・路線バス「岩井会館下」から「武蔵五日市駅」間で運行しています。機関車バス「青春号」は運休となっています。

※状況が変わり次第、町ホームページなどでお知らせします。

町営住宅の臨時入居

台風19号の影響で、住宅での生活が困難な方を対象に一時的な町営住宅への受け入れを行います。

- 1 受け入れ可能戸数 集合住宅 4戸 ※入居を希望する住宅は選べません。また希望者多数の場合は抽選により入居予定者を決定します。
- 2 入居条件 ①台風19号により、住宅の損壊又は浸水などによって、居住継続が困難であり、入居手続き時点もしくは入居後に、罹災証明書の提出ができる世帯 ②使用期間 当面6カ月 ③使用料:一部減免
- 3 その他 台風19号に係る町営住宅入居の相談も受け付けております。
- 4 受付期間 11月8日(金)まで受付中

問 建設課 管理係 内線 252

町税などの納税の猶予

災害や盗難被害、病気やけが、事業の廃止などの理由により、町税などを一時に納付できない場合、一定の条件に該当すれば「猶予制度」を受けられる場合があります。猶予制度は税金がなくなるものではありませんが、納付が一定期間猶予され、その間の延滞金が減額または免除されます。詳しくは税務課納税係までご相談ください。

問 税務課 納税係 内線 273

国民健康保険に関すること

国民健康保険税の減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、世帯の資産に重大な損害を受けたとき、資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、国民健康保険税を納付することが困難であると認められる場合に限り、国民健康保険税を被災の程度により減免する制度があります。その他、納期限の延長、特別徴収から普通徴収への変更などもご相談ください。

国民健康保険一部負担金の減免

震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき、病院窓口での自己負担額を減額又は免除を行う制度があります。詳しくはお問い合わせください。

被災時は国民健康保険被保険者証がなくても医療機関などを受診できます

被災に伴い保険証を紛失又は自宅などに残して避難している方は、次の事項を医療機関などにお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。

1. 氏名
 2. 生年月日
 3. 連絡先(電話番号など)
 4. 加入している医療保険者が分かる情報(※)
- (※)被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所

問 町民課 保険年金係 内線 285